

臨床検査の保険適用について

中医協 総 - 6 18.6.21

区分E3（新項目）（測定項目が新しい品目）

測定項目	測定方法	主な測定目的	点数
イヌリン	酵素法	血清及び尿中のイヌリン測定（腎糸球体濾過値測定）	120点

- 保険適用希望業者 東洋紡績株式会社
- 参考点数 D015 血漿蛋白免疫学的検査「11」 β_2 マイクログロブリン (β_2 -m) 120点
- 判断料 生化学的検査 (I) 判断料 155点 (月1回につき)

保険適用希望のあった新規の検査項目の概要

区分E3（新項目）（測定項目が新しい品目）

○イヌリン

測定内容：イヌリンは、生体内では合成されない多糖類であり、腎において血漿中から尿中へと自由にろ過される。被験者にイヌリン製剤を静注した後、時間をおいて血清、尿中のイヌリン濃度を測定することにより、腎機能を評価することができる。

対象疾患：糖尿病性腎症、慢性糸球体腎炎、腎硬化症 等

・酵素法

血清中又は尿中のイヌリンを酵素により反応させ、生成したキノン色素を比色定量して測定する方法。

体外診断用医薬品の保険適用上の区分

- ・ E 1 (既 存)測定項目、測定方法とも既存の品目
- ・ E 2 (新方法)測定項目は新しくないが、測定方法が新しい品目
例:「糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原」(測定項目)の測定方法として「免疫クロマト法」を追加する場合
「EIA法により測定した場合に限り算定」
↓
「EIA法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定」
- ・ E 3 (新項目) 測定項目が新しい品目
例:測定項目として「シスタチンC精密測定」を追加する場合
(検査料については、 β_2 -マイクログロブリン(β_2 -m)精密測定に準じて算定)